

# ナノマテリアルの有害性等の試験等

平成24年9月

労働基準局安全衛生部化学物質対策課(半田有通課長) [主担当]

## 1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

施策目標Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

## 2. 事業の内容

### (1) 実施主体

国

### (2) 概要

ナノマテリアルの長期発がん性試験を実施し、その有害性情報を得る。

## 3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性等）

### (1) 有効性の評価

本事業により、平成23年度にナノマテリアルの吸入ばく露による発がん性の試験方法を初めて確立することが出来た。この試験方法で、今後、本試験を実施し、ナノマテリアルの有害性を明らかにすることにより、労働者の健康障害防止が図られる。

### (2) 効率性の評価

本事業を実施するにあたり、公募を行い、専門的ノウハウをもったものに委託することにより事業を行っているため、効率的な実施が図られている。

### (3) 評価の総括（必要性の評価）

当該事業を実施することで、ナノマテリアルの有害性を明らかにし、必要な規制を行うための科学的知見を得ることができるが、これまで行ってきた本事業でようやくナノマテリアルの吸入ばく露による発がん性の試験方法を確立し、本試験を開始したところである。

一方、ナノ材料の製造量は増加しており、製造・使用の現場に従事する労働者がナノ材料に暴露される危険性も増加していると考えられることから、引き続き当該事業を実施していく必要がある。

#### 4. 事後評価結果の政策への反映の方向性

平成 25 年度予算要求においては、長期吸入ばく露試験の 2 年目であることを鑑み、平成 24 年度に開始した試験が適切に実施されるように予算要求内容を精査した上で所要の予算を要求する。

#### 5. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
※ 長期の吸入ばく露試験を行うための予備試験の実施中であるため、アウトカムを設定することができない。		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
1	—	—	—	—	—	—
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】 平成 24 年度行政事業レビュー						
アウトプット指標						
		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
3	長期発がん性試験方法の確立のため、ナノ材料吸入ばく露装置の改造及び予備試験を行う。 (平成 21 年度は吸入ばく露装置 1 基の試作及び代表的ナノ材料 1 物質を用いたの性能確認試験を実施したものであり平成 22 年度と実施内容が異なるため、同等に評価できない。)	—	—	—	ナノ材料吸入ばく露装置の改造及び予備試験(2 週間ばく露試験)を実施する。	ナノ材料吸入ばく露装置予備試験(13 週間)を実施する)
達成率		—	—	—	100%	100%
【調査名・資料出所、備考等】 平成 24 年度行政事業レビュー						